

1 保険料の計算方法

加入するすべての方が保険料を負担します。
保険料は、被保険者全員が負担する「均等割」と、前年の所得に応じて負担する「所得割」の合計額です。年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割になります。

●年間保険料の計算方法

均等割
【1人当たりの額】
52,953円

+

所得割
【本人の所得に応じた額】
(所得-最大43万円※)×11.79%

=

1年間の保険料
限度額80万円
100円未満切り捨て

※ 前年の所得金額により控除額が異なる場合があります。

65歳以上（昭和35年1月1日以前生まれ）の方の公的年金に係る所得の簡易計算表

公的年金に係る所得以外の所得の合計が1,000万円以下である方の場合

年金収入額（A）	公的年金に係る所得の計算方法	「所得」とは、前年の「収入」から必要経費（公的年金等控除額や給与所得控除額）を差し引いたものです。 なお、遺族年金や障害年金は、収入に含みません。この所得から最大43万円を控除した「賦課のもととなる所得金額」で所得割額を算出します。 ただし、社会保険料控除・扶養控除・医療費控除などの「所得控除」は適用されません。
330万円未満	(A)－110万円	
330万円以上410万円未満	(A)×75%－27万5千円	
410万円以上770万円未満	(A)×85%－68万5千円	
770万円以上1,000万円未満	(A)×95%－145万5千円	
1,000万円以上	(A)－195万5千円	

2 保険料の軽減

●所得に応じた軽減

【均等割の軽減】 軽減は、被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。
被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。

軽減判定所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	軽減前	軽減後
43万円＋10万円×（給与所得者等の数－1）	7割軽減	52,953円	15,885円
43万円＋（30万5千円×世帯の被保険者数）＋10万円×（給与所得者等の数－1）	5割軽減	52,953円	26,476円
43万円＋（56万円×世帯の被保険者数）＋10万円×（給与所得者等の数－1）	2割軽減	52,953円	42,362円

給与所得者等とは、以下のいずれかに該当する方となります。
・給与等の収入額が55万円を超える方
・公的年金の収入額が60万円（65歳未満）、125万円（65歳以上）を超える方

（例）年金収入168万円の1人世帯の軽減判定所得の求め方

年金収入
168万円

—

公的年金等控除額
110万円

—

特別控除額
15万円

=

軽減判定所得
43万円

※ 65歳以上の方の公的年金等に係る所得については、特別控除15万円を差し引いた額で判定します。

※ 土地・建物等の譲渡所得の特別控除額、事業専従者控除額は適用されません。

●被用者保険の被扶養者だった方の軽減

この制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった方は、負担軽減のための特別措置として、所得割がかからず、制度加入から2年を経過していない期間のみ、均等割が5割軽減となります。

※ 所得の状況により、均等割の軽減割合が7割に該当する場合は、均等割が7割軽減となります。

※ 被用者保険とは、全国健康保険協会管掌健康保険や組合管掌健康保険、共済組合など、いわゆるサラリーマンの健康保険のことです。市町村の国民健康保険や国民健康保険組合は含まれません。

3 保険料の納め方

保険料の納め方は、原則として「年金天引き」となります（申し出によって「口座振替」も可能）。ただし、次のいずれかに当てはまる方は、「年金天引き」の対象にならないため、「納付書」または「口座振替」で納めていただきます。

なお、「口座振替」を希望される方は、お住まいの市区町村窓口へ申し出をしてください。

◆介護保険料が「年金天引き」されていない方（年金額が年額18万円未満の方）

◆介護保険と後期高齢者医療の保険料の合計額が、介護保険料が引かれている年金の受給額の半分以上を超える方

◆制度の加入期間が半年未満の方

○ご注意いただきたいこと

「年金天引き」から「口座振替」に切り替わる時期は、申し出の時期により異なります。

口座振替に切り替えても年間保険料額は変わりません。

国民健康保険料を口座振替で納めていた方も、振替は自動継続されませんので、改めて手続きが必要です。

○保険料は税金の控除の対象となります

保険料を年金からお支払いしている場合は、お支払いいただいている本人の社会保険料控除の対象となります。保険料をご家族などの口座から振替にした場合、保険料をお支払いいただいたご家族などの方に社会保険料控除が適用されます。

保険料の決定に関すること

北海道後期高齢者医療広域連合
電話 011-290-5601

保険料の納付に関すること

蘭越町役場税務課税務係
電話 0136-55-6323